

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策生活応援商品券事業(みなまた生活応援商品券事業)	①目的・効果 物価高騰下において、お米をはじめとする食料品や生活品等の購入に使用できる商品券を全市民に配布し、市民の経済的負担軽減を図るとともに、地域経済の活性化につなげる。 ②交付金を充当する経費内訳 1人当たり15,000円分の商品券発行、配布、換金等に係る経費 ③積算根拠 ・商品券給付金: 15千円*21,300人=319,500千円 ・事務費=16,303千円(会計年度任用職員人件費2,510千円、需用費330千円、役務費5,469千円、委託料7,544千円、使用料及び賃借料50千円、備品購入費400千円) ※うち、一般財源: 36,954千円 ④事業の対象 全市民、市内事業者	R7.12	R8.4以降
2	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	新たな住民税非課税世帯給付金	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。本事業は、令和6年度に実施した「令和6年度住民税非課税世帯給付事業」及び「令和6年度住民税均等割のみ課税世帯給付事業」対象世帯へ支給が遅れた分を支給対象者に支払うため実施するもの。 ②新たな住民税非課税世帯及び住民税均等割世帯に100千円、子ども加算18歳以下の児童1人当たり50千円を支給。 ③住民税非課税世帯及び住民税均等割世帯給付金対象30世帯×100千円、子ども加算給付金対象10人×50千円、事務費200千円(口座振替手数料、通信運搬費) ④住民税非課税世帯及び住民税均等割世帯給付金対象者30世帯、子ども加算給付金対象者10人	R7.4	R7.5
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費補助事業(物価高騰対策分)	①目的・効果 物価高騰により増額改定された給食費について、増額分の一部を補助することで、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 ②交付金を充当する経費内容 ・令和7年度に、小学校50円/食(月約900円)、中学校60円/食(月約1,100円)の増額改定を実施 ・令和7年度から、物価高騰下での子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費補助を拡充 【給食費補助の拡充の内容】 月額補助を従来の1,000円から1,500円に増額 ただし、第2子は半額補助、第3子以降は全額補助(無償化) ・上記給食費補助に関し、保護者の負担する給食費のうち月500円に相当する額に対して、増額改定された給食費の負担軽減分として交付金を充当(教職員分の給食費は含まない) ③積算根拠 ・補助月数 対象者数1,287人×10月(令和7年4月～令和8年2月)=12,870月 ※うち、一般財源: 7,931千円 ・交付金額 500円/月×12,870月=6,435,000円 ④事業の対象 市内小中学校の児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食会計補助金	①目的・効果 物価高騰による給食費の値上げや過度な食材の切詰め等を防ぐことを目的として、給食費の不足額に補助金を支給し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 ②交付金を充当する経費内容 ・令和7年度に給食費を増額改定したが、米の価格の更なる上昇や食品価格の再上昇が起っており、給食費が不足することが見込まれるため、学校給食会計における令和7年4月から令和8年2月分の食材費のうち、現在の給食費で負担できる水準を超えた金額として、以下の算式により積算した額を補助する。 ・食材費-給食費 給食費については、教職員等に係る分を除き、かつ、運営費に充当するものとされている金額(1食当り1円)を除くものとする。 食材費については、教職員等に係る分を、食数按分等により除くものとする。 ③積算根拠 食材費-(給食費収入-食数×1円) =82,909,520円-(78,784,418円-257,320食×1円)=4,382,422円 ④事業の対象 水俣市学校給食センター運営委員会	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯応援商品券給付事業(0歳～10歳まで)	①目的・効果 物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対して商品券を給付し、生活支援を行うとともに、地域経済の活性化を図る。 ②交付金を充当する経費内容 商品券給付費および事務費(引換券印刷・発送、商品券引換業務、取扱店舗管理、換金業務等)。 ③積算根拠 1,340人×10,000円=13,400,000円(商品券給付費) 事務費: 4,606,000円×1,340人÷2,800人=2,204,300円 合計: 15,604,300円(15,605千円) ※うち、一般財源3,178千円 ④事業の対象 令和7年10月1日時点で水俣市に住民登録があり、H19.4.2～R7.12.31生まれの0～10歳の子どもの扶養する者。	R7.9	R8.2

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯応援商品券給付事業(11歳～18歳まで)	①目的・効果 物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対して商品券を給付し、生活支援を行うとともに、地域経済の活性化を図る。 ②交付金を充当する経費内容 商品券給付費および事務費(引換券印刷・発送、商品券引換業務、取扱店舗管理、換金業務等)。 ③積算根拠 1,460人 × 10,000円 = 14,600,000円(商品券給付費) 事務費: 4,606,000円 × 1,460人 ÷ 2,800人 = 2,401,700円 合計: 17,001,700円(17,002千円) ※うち、一般財源2,314千円 ④事業の対象 令和7年10月1日時点で水俣市に住民登録があり、H19.4.2～R7.12.31生まれの11～18歳の子どもを扶養する者。	R7.9	R8.2
7	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通車両購入費補助金(物価高騰対策)	①目的・効果 本市においては、市民の移動手段として乗合タクシーを運行しており、その運行を担う地元タクシー会社の経営基盤を安定させることは、事業の継続性を確保する上で極めて重要であると考えている。一方で、燃料費をはじめとする各種経費の高騰により、タクシー事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。このため、タクシー会社が保有する車両を省エネ性能の高い車両へ更新することで、燃料費抑制による経営改善を図るとともに、移動手段の安定的な確保を通じて、市民生活及び地域経済の維持に寄与していく。 ②交付金を充当する経費内容 乗合タクシーに使用する車両の購入費用 車両をタクシー仕様へ改造する費用 ③積算根拠 車両費 購入費 × 1/2(上限150万円) 改造費 購入費(上限30万円) (150万円 + 30万円) × 2台 × 3社 = 1,080万円 ④事業の対象 市内のタクシー事業者(3社)	R8.3	R8.4以降
8	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	がんばる事業所補助金(物価高騰対策)	①目的・効果 市内に事業所を構える小規模事業者が、DX及び省力化に向けてIT機器導入やデジタル化による生産性若しくは顧客満足度の向上又は販売機会の拡大による売り上げの向上、賃上げ環境の整備、エネルギー価格高騰対策を目的として実施した事業活動に対して補助金を交付する。 ②交付金を充当する経費内容 市内の店舗、工場等で導入するもののうち、以下のいずれかに該当するもので、業務効率や顧客満足度の向上に資すると認められているもの。 ・機械設備・器具・備品の調達費用 ・受注・予約・決済・顧客情報管理・勤怠管理・会計等システムの導入・開発等の委託料 ・業務用アプリケーションソフトウェアのライセンス費用及び使用料 ③積算根拠 補助金額 1,000,000円 × 30件 = 30,000,000円 補助率: 2/3、補助上限額: 1,000,000円 ④事業の対象 市内に事業所を構える小規模事業者	R8.3	R8.4以降
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費補助事業(物価高騰対策分)(令和8年3月分)	①目的・効果 物価高騰により増額改定された給食費について、増額分の一部を補助することで、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 ②交付金を充当する経費内容 ・令和7年度に、小学校50円/食(月約900円)、中学校60円/食(月約1,100円)の増額改定を実施 ・令和7年度から、物価高騰下での子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費補助を拡充 【給食費補助の拡充の内容】 月額補助を従来の1,000円から1,500円に増額 ただし、第2子は半額補助、第3子以降は全額補助(無償化) ・上記給食費補助に関し、保護者の負担する給食費のうち月500円に相当する額に対して、増額改定された給食費の負担軽減分として交付金を充当(教職員分の給食費は含まない) ③積算根拠 補助月数 対象者数1,287人 × 1月(令和8年3月) = 1,287月 ・交付金額 500円/月 × 1,287月 = 643,500円 ④事業の対象 市内小中学校の児童生徒の保護者	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策学校給食会計補助金(令和8年3月分)	<p>①目的・効果 物価高騰による給食費の値上げや過度な食材の切詰め等を防ぐことを目的として、給食費の不足額に補助金を支給し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。</p> <p>②交付金を充当する経費内容 ・令和7年度に給食費を増額改定したが、米の価格の更なる上昇や食品価格の再上昇が起こっており、給食費が不足することが見込まれるため、学校給食会計における令和8年3月分の食材費のうち、現在の給食費で負担できる水準を超えた金額として、以下の算式により積算した額を補助する。 ・食材費－給食費 給食費については、教職員等に係る分を除き、かつ、運営費に充当するものとされている金額(1食当り1円)を除くものとする。 食材費については、教職員等に係る分を、食数按分等により除くものとする。</p> <p>③積算根拠 食材費－(給食費収入－食数×1円) ＝8,015,212円－(7,072,656円－23,072食×1円)＝965,628円</p> <p>④事業の対象 水俣市学校給食センター運営委員会</p>	R8.3	R8.4以降